

「学生寮に対する大学の考えかた」は昭和四十五年二月付のパンフレットに述べられており、その全文は以下のとおりである。

学生寮に対する

大学の考えかた

本学での学生寮の沿革と

学生寮に対する基本的な考えかた

本学における学生寮の歴史は、昭和二十五年ごろから数名の学生を収容して生活させたに始まる。その後、二十八年になって、現在の秀麗寮の一部が開設され、逐年、拡充整備が行われ、三十一年度現在の規模が完成した。その後、

後の経済的な混乱期にあつて、急増する学生の宿舎問題の解決を第一目的として、北斗寮が四十四年度から開設されて、学生寮収容可能数が両寮あわせて三九五名となった。

社会的な背景として、新制大学の発足にともなう学生数の増加に対して、終戦

学生寮の意義

新制大学は、その目的として、全人教育を標榜しているが、かかる観点からすれば学生の主体的な人間形成に対する効果への期待のなかに教育的意義を見出しているわけであつて、本学でも、この効果を学生寮に対して期待している。

上述の、学生の主体的な人間形成に対する効果には、つぎの二側面があると考えられる。その一つは、学生寮という施設を通じて、勉学にふさわしい快適な環境をつくりだすことにより、そこに居住する寮生の心身両面によい影響を期待することであり、他の一面は、共同生活の場において培われる人間関係を通じて、貴重な生活体験をさせることである。この教育

的意義のほかに、一方において、経済的な効果も考慮されなければならない。これは、一般の下宿生活に要する諸出費に比して、学生寮生活におけるそれは低廉である。しかし、現在、あらゆる点から考えて、全寮制を採用しえない現実の問題点を考える場合、それは全学生とのバランスの関係上、限度があることも事実である。一方学生寮が単に困窮学生のための施設に終らぬように配慮することも必要であると考えられる。

学生寮は、それが大学の設置する施設である限り、その管理運営についての責任が大学にあることはいふまでもない。管理運営にお

がないと全うするのが困難である。本学では、学生寮については学生部長が担当しているが、学生部長を中心に、厚生課を主担課として、寮主事も加わった体制のなかで、有機的にその機能と責任を果すべく考えられている。そして学寮の自治を大幅に認めるといふ姿勢を伝統的にとってきたのも、寮生の

寮費について

現在、本学における学生寮の収容能力は前述のとおり、全学生数に対する比率は、わずかなものに過ぎない。この段階では、施設、設備の使用料（いわゆる寄宿料）として、学生寮の管理運営、施設・設備の保全、減耗補償などを総合した必要経費の一部を寮生の負担にすべきである。全寮制度を実施している場合には、上述の費用のある部分については、学費に含めて徴収されることも考えられるが、一部の学生が入寮する段階では、他の一般学生との関係上、公平の原則に従って、寮費として別個に徴収しなければならないものと考えている。また、全寮制のいかに拘らず、私生活に使用する諸費用で、社会通念上、受益者の負担に帰すべきものについても同じく寮生が負担すべきものである。

自主性を尊重し、共同生活の自律的運営のなかに教育的意義を認め、学生寮の自治の組織と機能が健全に育成され、高められることを期待しているためであり、学生寮の自治に対して、大学は信頼し、さらに育成、助長する態度をとってきたことも上述の理由によるものである。

おわりに

北斗寮の建設に關しては、その計画の検討整備段階（昭和三十七年四月十四年三月）から、寮生活の貴重な体験と意見を反映させるために秀麗寮生代表が、

また、全学生の意見を代表するため第一部、第二部学生代表が、それぞれ参加して、学生部を中心に、衆知を重んじたものであり、寮費についても、十分に、その意見を尽くしたものであることを付言したい。以上

関西大学学生寮則

- 第一条 本寮は関西大学秀麗寮（北斗寮）について「関西大学北斗寮」と読み替える。）と称し、関西大学学生自治寮であつて、本学学生部長の所管とする。
- 第二条 本寮は正義と自由の建学の精神に則り、穩健醇厚の学風をますます顕揚するよう協力相励まし全学生の模範であるよう努力しなければならない。
- 第三条 本寮に寮主事を置く。寮主事は施設を管理し、寮生の生活について相談に応ずる。
- 第四条 入寮は原則として新入生の希望者の中から入寮選考委員会の議を経て学生部長がこれを許可する。
- 第五条 入寮適格基準を欠くことが判明した場合には入寮を取消すことがある。
- 第六条 入寮選考委員会に關する規程は別にこれを定める。
- 第七条 入寮の許可を得た者は所定の誓約書その他必要書類を提出しなければならない。
- 第八条 学生部長は次のいずれかに該当する場合には寮委員会と協議のうえ、退寮を命ずることが出来る。
 - (1) 本学学生としての身分を失なつた者
 - (2) 定められた在寮年限を超えた者
 - (3) 身体又は精神の衰弱故障その他によつて寮生としての生活に耐えられないと認められた者
 - (4) 寮則を乱し、学生としての体面を汚す行為のあつた者
 - (5) 寮費の納入を怠つた者
- 第九条 本寮には次の機関を置く。
 - (1) 寮 会
 - (2) 寮 委 員 会
- 第十条 この運営に關する細則は別にこれを定める。
- 第十一条 寮がおこなう事業については、学生部長に届け出なければならない。
- 第十二条 寮の施設については常に愛護の念を以つて使用しなければならない。
- 第十三条 故意又は重大なる過失により寮の諸施設並びに備品等を滅失毀損したる場合は、その損害を弁償せしめる。
- 第十四条 寮生は入寮に際し、又は在寮するについで、入寮費、寮費等を納入しなければならない。
- 第十五条 前項の納入に關する規程は別にこれを定める。
- 第十六条 寮生は食費のほかに、電気・ガス・水道料金等の個人的公課は各自において負担しなければならない。
- 第十七条 本寮則の改正については学生部長が学友会代表、寮委員会と協議のうえ、改正原案を作成する。

附 則
この寮則（改正）は、昭和四十四年一月二十七日から実施する。